

令和8年度ふくおか地産地消推進ツアー運営業務委託 業務仕様書

1 委託事業名

令和8年度ふくおか地産地消推進ツアー運営業務委託

2 委託内容

(1) ふくおか農林漁業体験ツアー

【目的】

「ふくおか地産地消応援ファミリー」(※1)に対し、体験を通じて農林水産業・農山漁村地域の大切さを理解していただき、本県の農林水産業をこれまで以上に応援していただくために実施するもの。

※1…県産農林水産物を積極的に購入し、福岡の農林水産業を応援しようという県民が登録できる制度

【実施目的(想定)】

訪問先:「令和8年度ふくおか農林漁業体験ツアー企画一覧」(以下、別紙)参照

対象:ふくおか地産地消応援ファミリー

回数:27回(予定)

参加人数:784名(予定)

【業務内容】

① 県が募集・参加決定したツアー申込者への通知送付(原則郵送)

・特定記録郵便等、配達記録が確認出来るもので郵送すること

② 参加者からの問い合わせ対応(追加参加者への連絡等含む)

③ バスの手配、調整、料金の支払い

④ バス駐車場の確保および料金の支払い

⑤ 参加者(追加参加者含む)の旅行傷害保険への加入手続き

⑥ ツアーに係る資金管理

・受入先が設定した参加料の徴収

・キャンセル発生時の返金対応

・受入先へのツアー経費支払い

・参加者が支払う参加料受入用銀行口座の設置

※口座を設置する銀行は参加者の利便性を考慮し設置する。(ゆうちょ銀行、福岡銀行等)

⑦ ツアー当日の受付および添乗(バスツアーのみ、各1名)

【委託金額に含む対象経費】

① 受入先へ支払うツアー経費

・受入先が設定した参加料(大人1,000円~3,000円、子ども500円~2,500円)

(3歳未満無料)で補えない、不足分の金額(下記の表参照)

経費項目		見込金額(円)
収入	参加料	2,053,700
支出	ツアー経費	3,019,470
不足分(委託金額への計上額)		965,770

- ② キャンセル料
- ③ 郵送代
- ④ バス借上げ料、有料道路使用料(往復)、駐車場使用料(博多駅筑紫口駐車場または小倉駅駐車場等)
- ⑤ 旅行傷害保険料784名(予定)
- ⑥ 添乗員の人件費(交通費等含む)
- ⑦ その他運営に係る経費

(2) 県産食材産地ツアー

【目的】

県産食材の活用及び産地との取引促進を図るため、「ふくおか産地消応援の店」(※2)等の料理長等を対象に、生産者のほ場や加工場等を見学する産地ツアーを企画、実施する。(参加費は無料。昼食代は参加者が実費負担)

※2…県産農林水産物を積極的に使用して、福岡県の農林水産業を応援する取組を実施している飲食店等を認定する制度

【実施内容(想定)】

訪問先：ツアー1回あたり4か所程度(うち1箇所は直売所)。

福岡県の魅力をPRでき、高品質で生産技術が安定した県のブランド農林水産物や福岡県ワンヘルス認証農林水産物(※3)等の産地や直接取引可能な生産者を訪問すること。

また、訪問先は全て福岡県内とし、訪問地域に偏りが生じないように留意すること。

※3…福岡県ワンヘルス認証農林水産物とは、人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守っていくワンヘルスという理念に沿って、食の安全・安心や環境負荷低減の取組などにより生産・販売される農林水産物等のこと。

対象：「ふくおか産地消応援の店」等の飲食店関係者(仕入権限のある責任者)

回数：3回

参加人数：1回あたり20名程度

【業務内容】

- ① ツアーの企画、実施(産地の選定、訪問先との連絡調整、試食内容の決定等)
- ② ツアー募集案内チラシの作成
- ③ 県が募集・参加決定したツアー申込者への通知送付(原則郵送)、問い合わせ対応

・特定記録郵便等、配達記録が確認出来るもので郵送すること

- ④ バスの手配、調整、料金の支払い
- ⑤ バス駐車場の確保および料金の支払い
- ⑥ 旅行傷害保険への加入手続き
- ⑦ ツアー当日の受付、添乗および参加者からの昼食代徴収
- ⑧ 訪問先への謝金の支払い
- ⑨ 参加者アンケートの実施、回答集計

【委託金額に含む対象経費】

- ① バス借上げ料、有料道路使用料（往復）、駐車場使用料（博多駅筑紫口駐車場または小倉駅駐車場等）
- ② 旅行傷害保険料60名（予定）
- ③ 添乗員の人件費（交通費等含む）
- ④ その他運営に係る経費

（3）広報活動

【目的】

「ふくおか地産地消応援ファミリー」の登録者数と「ふくおか地産地消応援の店」の認定数の増加へ繋げるため、登録者及び認定店の特典である（1）及び（2）のツアーのPRを実施するもの。

なお、（1）及び（2）ツアーPRの実施は別々に行うこと。

【実施内容（想定）】

取材先：（1）（2）のツアーから1ツアーずつ

広報対象：県民または県内飲食店等

【業務内容】

- ①（1）の取材受入先への事前打合せ（※4①）、取材（ツアーへの同行）および広報資材の作成。
- ②（2）の取材受入先への取材交渉（※4②）、取材（ツアーへの同行）および広報資材の作成。
- ③ メディア（テレビ、Web、SNS等）を活用した広報。（※5）

※4…①別紙から選定した受入先への取材交渉は県が行う。②取材受入先は、県と協議の上選定する。

※5…広報の具体的な内容や方法については、県と協議の上決定。

3 業務実施上の条件

（1）2委託内容の（1）【委託金額に含む対象経費】の①⑤および（2）【委託金額に含む対象経費】の②に掲げる経費については、参加料による収入及び受入先からの請求による支出に係る実績額に応じて経費精算を行うものとする。

（2）業務の各過程において、県と十分な協議や連絡調整を行い、その指示に従うこと。

- (3) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと。
- (4) 受注者の作成したデザイン等の著作権は県に帰属すること、及び受注者は県及び県が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないこと。
- (5) 受注業務遂行に係る交通費、その他必要となる資材費、事務経費、試食等に係る食材費、訪問先への謝金は契約金額に含むものとする。
- (6) 受注者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- (7) その他仕様書に定めのない細部の事項については、適宜県へ連絡し、指示を受けるものとする。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 実績報告

委託期間満了後、速やかに実績報告書を提出すること。

なお、事業実施に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこと。